

朝霞市条例第15号

朝霞市体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例

朝霞市体育施設設置及び管理条例（昭和57年朝霞市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第6条の表青葉台公園テニスコートの部中「9月30日」を「11月30日」に、「10月1日から12月27日」を「12月1日から同月27日」に改め、同表内間木公園テニスコートの部中「9月30日」を「11月30日」に、「10月1日から12月27日」を「12月1日から同月27日」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。